

2021年 12月

当行で投資信託・公共債の口座を  
ご利用いただいているお客さま各位

株式会社 岩手銀行

## 個人番号（マイナンバー）届出猶予期間終了のご案内

個人番号（マイナンバー）制度は、社会保障・税・災害対策の分野で行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現することを目的として、2016年（平成28年）1月から導入され、投資信託、公共債のお取引の際には、個人番号（マイナンバー）の金融機関への届け出が義務付けられています。

当行では、お客さまとのお取引の際に、個人番号（マイナンバー）のお届けのご協力をご案内しておりましたが、このたび、法令で定められた個人番号（マイナンバー）の届け出を猶予する経過措置が、2021年（令和3年）12月末に終了いたしますので、お知らせします。

つきましては、当行で投資信託、公共債の口座をご利用のお客さまのうち、個人番号（マイナンバー）の届け出がお済でないお客さまにおかれましては、個人番号（マイナンバー）の届け出のお手続きを当行窓口でお早目にいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、お手続きいただく際は、個人番号カード（マイナンバーカード）、または、「個人番号が確認できる書類（住民票等）」および「住所・氏名等が確認できる書類（運転免許証等※）」が必要となります。詳しくは、お近くの本支店窓口までお問い合わせください。

※ 顔写真付きの書類の場合は1種類、顔写真のない書類の場合は2種類の書類が必要となります。

以上